

4・5 年生・専攻科 1・2 年生の皆さま

学 生 主 事

修学支援新制度による令和 6 年度後期分授業料減免・
日本学生支援機構給付奨学金（在学採用）について

文部科学省では令和 2 年度から真に支援が必要な低所得者世帯の学生に対して、高等教育の修学支援新制度（①授業料等の減免と②給付奨学金の支給）を実施しています。令和 6 年度からは、多子世帯（扶養する子どもが 3 人以上いる世帯）の中間所得層へも支援が拡大しています。

以下の要件に該当する可能性がある方は申請対象となりますので、**9 月 13 日（金）までに以下 Forms より申出をお願いします。**

【Forms】 <https://forms.office.com/r/p9YM9hRS2V>

【QRコード】



その後、授業料減免（徴収猶予）の手続きや給付奨学金の申請手続きをしていただきます。

授業料減免・給付奨学金の詳細については、次ページ以降をご覧ください。

※今回の在学採用では令和 5 年の収入に基づき審査が行われるため、昨年度の予約採用や春の在学採用で不採用となった方も新たに支援対象となる可能性があります。必要に応じ申請についてご検討ください。

※現在日本学生支援機構の給付奨学生に認定されている方は、再度申請する必要はありません。

【該当要件】

学力基準と家計基準（収入基準・資産基準）の両方を満たしていること。

●学力基準

学力基準については本校で判定しますので、基準に該当するものとして申請してください。

●家計基準（収入基準と資産基準の両方を満たしている必要があります）

- ・収入基準：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
- ・資産基準：本人及び生計維持者の資産額の合計が基準額未満

※詳細については次ページ以降をご覧ください。

授業料の減免の申請にあたり、日本学生支援機構（JASSO）HP 掲載の「進学資金シミュレーター」で収入基準に該当するか確認できますので、必ずご確認ください。

〈注意点〉

- ・「奨学金選択シミュレーション」の中の「給付奨学金シミュレーション」を選択してください。
- ・日本学生支援機構給付奨学金の支援対象者と授業料の減免対象者は同一ですので、給付奨学金の支援対象者である旨が表示された場合、授業料減免の対象となります。
- ・表示される結果についてはあくまでも目安ですので、実際の申請結果と異なる場合があります。

進学資金シミュレーター

【URL】 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

【QRコード】



修学支援新制度による授業料減免・給付奨学金（在学採用）のご案内

文部科学省では令和 2 年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、低所得者世帯の学生に対して①授業料の減免と②給付奨学金の支給を実施することとなりました。令和 6 年度からは、多子世帯（扶養する子どもが 3 人以上いる世帯）の中間所得層へも支援が拡大しています。

①授業料の減免と②給付奨学金の支給については、同一の該当要件を用いて判定するため、原則として①授業料の減免と②給付奨学金の支給を併せて申請していただくこととなります。詳細については、申出があった方に個別にご説明いたします。

【該当要件（選考基準）】

該当要件は、次の「学力基準」「家計基準（収入基準・資産基準）」にいずれも該当する場合です。

1. 学力基準

学力基準については本校で判定しますので、**基準に該当するものとして申請してください。**

2. 家計基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当すること

(1) 収入基準

第Ⅰ区分	学生本人と生計維持者の市町村民税所得割額が非課税であること（※1） 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が 100 円未満であること
第Ⅱ区分	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること
第Ⅲ区分	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること
第Ⅳ区分	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満であること

（※1）ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。

●「市町村民税所得割額」が確認できる書類は、次のいずれかです。

- ①課税証明書（市役所等で発行される書類）
- ②納税通知書（市役所等から会社員以外の方へ送付された書類）
- ③特別徴収税額決定・変更通知書（6 月頃、会社員の方へ勤め先から配付された書類）
- ④生活保護受給証明書

※令和 5 年中の所得金額に基づき課税された令和 6 年度市町村民税所得割額をご確認ください。

（※2）支給額算定基準額（★1）＝課税標準額 × 6% - （調整控除額 + 調整額）（★2）

●「課税標準額」「調整控除額」「税額控除額」は、市町村役場で発行する課税証明書に記載されている場合もありますが、必ず記載されているものではありません。

★1：市町村民税所得割額が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式に関わらず、支給額算定基準額が 0 円となります

★2：政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額 + 調整額）に 3/4 を乗じた額となります

収入基準に該当するかどうかについては、必ず 1 ページ目記載の「進学資金シミュレーター」でご確認ください。（表示される結果についてはあくまでも目安です）

(2) 資産基準

学生本人と生計維持者（2人）の資産額の合計（※）が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

（※）資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券）の合計額を指し、土地等の不動産は含みません。

【授業料減免額及び給付奨学金支給額】

区分	入学料 授業料	給付奨学金（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	全額免除	17,500円	34,200円
第Ⅱ区分	2/3免除	11,700円	22,800円
第Ⅲ区分	1/3免除	5,900円	11,400円
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	1/4免除	4,400円	8,600円

＜修学支援新制度（①給付奨学金・②授業料減免）手続きの流れ＞

- (1) 進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するかご確認ください。
- (2) 収入基準や資産基準に該当する場合、学生課学生係に授業料減免の申請を予定する旨をご連絡ください。
- (3) 学校の案内に従い、授業料減免（徴収猶予）・給付奨学金の申請手続きを行ってください。
- (4) 給付奨学金と授業料減免の結果が届きましたら、全額免除とならなかった方については、授業料を納付してください。

その他、授業料の減免に関する質問がありましたら、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先：本件事務担当】
長野工業高等専門学校 学生課学生係 山口
Tel：026-295-7121
Mail：gakusei@nagano-nct.ac.jp